

〔事案 27-133〕 特定疾病保険金支払請求

・平成 28 年 5 月 10 日 裁定終了

<事案の概要>

過去の疾病に対して特定疾病保険金が支払われるべきであったとして、遅延損害金ならびに当該疾病の罹患後に支払った保険料およびこれに対する利息の支払いを求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成 17 年 11 月に契約した特定疾病保障定期保険について、以前、直腸G I S Tの罹患を理由に特定疾病保険金の支払いを請求したが、約款所定の支払事由に該当しないとして支払いを拒絶された。その後、胃G I S Tの罹患に対し特定疾病保険金が支払われたが、当該保険金は直腸G I S Tの罹患に対し支払われるべきものであったため、遅延損害金の支払いを求める。また、特定疾病保険金の支払事由（直腸G I S Tの診断確定）が生じた時に契約は消滅してはいはずであるため、以降に支払った保険料およびこれに対する利息の支払いを求める。

<保険会社の主張>

申立人が罹患した直腸G I S Tは、約款上の支払対象となる悪性新生物にあたらなため、申立人の請求に応じることはできない。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、独自に第三者の専門医の意見を求めた。

2. 裁定結果

上記手続の結果、申立人が罹患した直腸G I S Tは、約款が規定する悪性新生物に該当しないこと、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、業務規程第 37 条にもとづき手続きを終了した。